（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の十四　銀行持株会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役、外国所在銀行持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該他の会社の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［略］

3 2　第一項の規定による銀行持株会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第三十四条の十四の四　法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

［一～三　略］

四　当該銀行持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

［五～九　略］

十　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である事業者等の経営に関する相談に応ずる業務

十一　［略］

十二　当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（当該銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

［号を削る。］

十三～十六　［略］

十七　当該銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八　［略］

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の十四　［同上］

［一～四　同上］

五　当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2　［同上］

［項を加える。］

（銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第三十四条の十四の四　［同上］

［一～三　同上］

四　当該銀行持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

［五～九　同上］

十　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である事業者の経営に関する相談に応ずる業務

十一　［同上］

十二　当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

十三　当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（当該銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

十四～十七　［同上］

十八　当該銀行持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務

十九　［同上］